

令和4年分 所得税の確定申告 令和5年度 市民税・県民税申告

成田税務署 0476-28-5151（代表）
富里市役所 課税課 0476-93-0443（直通）

確定申告、市民税・県民税申告の受付、税理士による無料申告相談を、次の日程で行います。
新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のため、相談時間短縮、3密の回避に努めます。
以下の5点につきまして、ご来場者の皆様のご協力をお願い申し上げます。

- できる限り少人数で来場してください
- マスクを着用して来場してください
- 会場設置のアルコール消毒液で手指消毒をしてください
- 体調不良時は来場を控えてください
- 医療費控除を受けたい場合は、「医療費控除の明細書」の作成を済ませてから、来場してください（様式の入手や詳細については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください）

1. 令和4年分 所得税の確定申告について

富里市役所での所得税の確定申告の相談・受付は、以下の日程で行います。詳しくは「広報とみさと2月号」でお知らせします。

【人数制限について】

申告相談の受付については、午前40人、午後40人の人数制限を行っています。午後の受付が午後から始まるというわけではなく、制限人数に達した時点で受付が終了します。

作成済みの申告書等を提出するだけの場合は、人数制限はありませんが、混雑回避のため、税務署への郵送にご協力ください。

【受付の順番について】

申告相談の受付の順番は、当日の午前8時20分の時点で複数の来場者がいた場合は、「抽選」を行い決定します。抽選前の来場の順番は関係ありません。防犯の面からも、早朝からのご来場は控えていただきますようお願いいたします。相談開始目安時間を会場に掲示します。時間によっては一時帰宅も可能です。

抽選後（午前8時30分以降）に制限人数に達しない場合は、そこからは受付時間内での先着順とします。

日 程	個別相談 受付時間	会 場
2月16日（木）～ 3月15日（水） ※土・日、祝日を除く	午前8時30分～正午 （相談開始時間：午前9時）	すこやかセンター 2階 <u>会議室1</u>
	午後1時～午後3時30分 （相談開始時間：午後1時）	

◎相談できない申告

以下の内容を含む申告については、相談はできません

令和4年分以外の申告、住宅借入金特別控除（適用初年度の人、連帯債務がある人）、営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上、事業開始初年度、青色申告、配当所得、譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）、災害の控除、贈与税の申告、消費税の申告、準確定申告（亡くなった人の申告）など

◎必要書類

前年の確定申告書の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、
本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）、
本人と被扶養者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

2. 令和5年度 市民税・県民税申告について

市民税・県民税申告の相談・受付は、以下の日程で行います。詳しくは「広報とみさと1月号」及び「広報とみさと2月号」でお知らせします。

市民税・県民税申告の相談・受付は、確定申告よりも早く始まります。2月16日（木）に確定申告の相談・受付が始まると、会場が大変混雑しますので、早めの相談をお勧めします。

日 程	個別相談 受付時間	会 場
2月1日（水）～ 2月14日（火） ※土・日、祝日を除く	午前9時～正午	すこやかセンター 2階 <u>会議室1</u> ※2月7日（火）と8日（水）は すこやかセンター2階 <u>会議室3</u> が 会場となりますのでご注意ください。
	午後1時～午後4時	
2月16日（木）～ 3月15日（水） ※土・日、祝日を除く	午前8時30分～正午	
	午後1時～午後5時	

2月26日（日）のみ、市民税・県民税申告の受付あり
受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時

◎必要書類

源泉徴収票など申告に必要な書類、
本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）、
本人と被扶養者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

3. 税理士による無料申告相談

小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（住宅借入金等特別控除の初年度、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。

日 程	受 付 時 間	会 場
1月30日（月）	午前10時～午後4時	すこやかセンター 2階 <u>会議室1</u>

◎必要書類

前年の確定申告書の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記用具、電卓、
本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）、
本人と被扶養者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
・税務署から「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」（はがきや封書）が届いている人は、お持ちください。

※混雑回避のため、入場整理券を配布します。

※混雑状況によっては、早めに受付を終了することがあります。

※パソコンによる申告書の作成を行います。

※用紙の配布のみは行いません。国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）から入手できます。

※申告書の提出のみの方は、直接税務署にお持ちいただくか、税務署に郵送してください。

※成田税務署の申告会場でパソコンによる申告書の作成をしたことのある人は、その際の控えをお持ちください。